

訪問看護ができること



訪問看護とは、看護師等が療養生活を送っている方のご自宅等に出向いて看護を提供するサービスです

ご本人が可能な限りご自宅で安全に安心して暮らせるよう、主治医の指示（連携）のもと、ご家族と共に生活と医療の両面から支援します

① 日常の療養支援

② 入退院時に関わる調整

③ 急変時の対応

④ 看取り等



具体的には

- 血圧、脈拍、体温などの測定、病状のチェック
- 排泄援助、入浴の介助、洗髪、身体を拭くこと
- リハビリテーション
- 医師の指示にもとづく医療処置
- カテーテルやドレーンチューブの管理
- 療養生活の相談・支援（ご本人・ご家族）
- ご自宅や施設などでの看取り



病状に応じて行います

資料：疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について 厚生労働省医政局地域医療計画課長通知 一部改変

【お問合せ先】

訪問看護のご利用にあたって

お互いに信頼できる関係づくりを大切にします



療養生活を支える
医師や様々な専門職
との橋渡しをします

どのような生活をお望みですか、その望みを大切にしていきます




療養生活で生じる
思いや考えを
お聞かせください

尊重しあえる
関係をめざします

契約の内容について、
わからない事はお尋ね
ください

仕事上で知り得た
秘密を外部に
漏らしません

～ご本人、ご家族にご協力をお願いしたいこと～

- ◆ 暴言・暴力、言葉や身体に触れる性的嫌がらせなどの迷惑行為はお断りします
- ◆ 見守りカメラ等による撮影については、事前にお声かけください
- ◆ 訪問中ペットは出来るだけケージに入れる、もしくはリードでつないでください 
- ◆ 飲食のすすめ、利用料以外の金品のお申し出はお断りします

本人や家族からの訪問看護師等への暴力、ハラスメントの被害(カスタマーハラスメント)について489か所の事業所(50.2%)から報告があります